

2022年9月4日

日本テスト学会第20回大会 公開シンポジウム
「テスト項目の著作権及び問題公開/非公開を巡る問題」

試験問題公開についての価値判断 —情報公開制度の事例を基に—

若林 昌子

一般財団法人 知的財産研究教育財団

※本内容は著者の個人的見解であって、
一般財団法人 知的財産研究教育財団の見解や立場とは無関係である

本日の内容

1. 試験問題公開の判断基準

－情報公開制度における事例－

1.1 2015年までの事例

1.2 2015年以降の事例

2. 試験問題公開を求める理由

2.1 情報公開制度における審査請求の理由

2.2 アンケート結果のご紹介

【背景】

■日本テスト学会 第8回研究会（2007年12月22日）
『テスト実践場面における重要課題の解決策を探る
ーテスト項目の再利用と項目内容の開示の是非ー』

佐々木嘉三（当時：岐阜大学副学長）
「入試過去問題活用宣言」について

前川真一（当時：東京工業大学大学院教授）
医師国家試験改善委員会での取り組み

坂井修（当時：株式会社ライトハウス代表取締役）
TOEFL/TOEICにみる問題非公開の事例



試験を設計する際の視点の1つとして、
「試験問題公開」に着目

公的な試験の試験問題公開の判断においては、
試験に関わる立場によって、

試験問題の開発者や試験の実施者、
受験者や受験予定者、
試験の利用者や管理者など

試験制度において重要視するもの
(試験に対する価値観)に違いがある

【医師国家試験の事例】

平成17年(2005年)

医師国家試験の試験問題に対する開示請求

平成18年(2006年)以降持ち帰りを認める

回収していた期間(平成13～17年)についても公開

医師国家試験の問題用紙及び正答値表の一部開示決定に関する件
(平成17年度(行情)答申第129号, 第130号及び第133号)

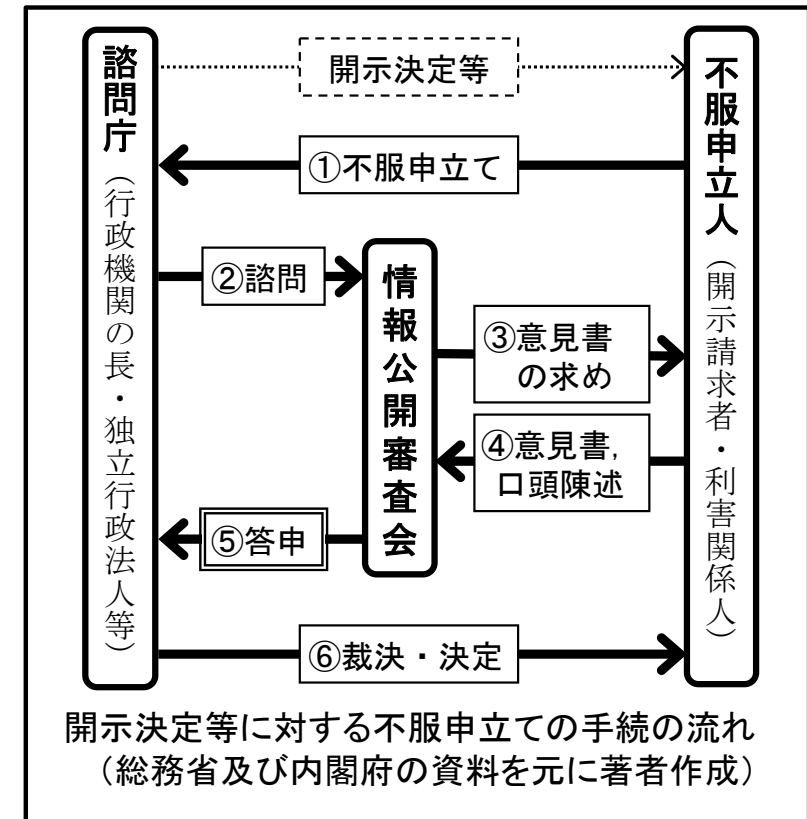
情報公開制度

情報の一層の公開を図り, もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする

- ・行政機関や独立行政法人等が保有する情報
- ・誰でもできる
- ・不開示情報を除いて, 原則として開示
- ・開示決定等は, 請求を受けた行政機関の長又は独立行政法人等が行う。
- ・不服があったときは, 不服申立てができる
- 不服申立てがなされた事案については, 第三者機関である「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問
- 「情報公開・個人情報保護審査会」における検討経緯等は, 答申として公開



- ・情報公開制度が対象としている試験は公的試験
- ・対象となる試験制度は多様であるため, 試験に関わる立場や試験に対する価値観の違いによる様々な考えが含有
- ・第三者機関が諮問されるため, 検討経緯や判断した理由は公平かつ中立



対象：情報公開制度における開示決定等に対して不服申立てがなされた事案のうち、試験問題に関する事例

【総務省 情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース】

(<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>)

「情報公開・個人情報保護審査会」答申 11183件

1)「答申種別」が情報公開法であるもの

2)「異議申立人の主張の要旨」・「諮問庁の説明の要旨」・「審査会の判断の理由いずれかにおいて、用語に「問題」又は「試験」又は「検定」又は「資格」を含むもの

⇒803件

3)「事件名」から「人に対する試験」と判断できるもの

⇒183件

答申において、「本件対象文書」⇒試験問題と判断できたもの

⇒ 15件

(2015年10月27日現在)

「審査会の判断の理由」について、俯瞰して考察

【試験問題公開の5つの観点】

(1) 試験問題公開による**透明性確保の必要度**

過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするか

(2) 試験問題の**再利用度**

試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するか

(3) 試験問題を活用した**試験対策の許容度**

過去の試験問題を活用した試験対策を許容するか

(4) 試験問題開発の**労力増加の受容度**

新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するか

(5) 試験問題の**情報管理度**

過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているか

・2015年以降の事例について, 同様の方法で抽出

情報公開・個人情報保護関係

答申・判決データベース

本データベースは、○行政機関情報公開法、○独立行政法人等情報公開法、○行政機関個人情報保護法、○独立行政法人等個人情報保護法に基づき行政機関の長又は独立行政法人等が行った開示決定等に対し、不服申立て又は取消訴訟等が提起された事案について、情報公開・個人情報保護審査会がした答申及び裁判所が言い渡した判決を収集・分析し、その結果を検索・閲覧に供するものです。

 情報公開・個人情報保護審査会の答申について、用語、諮問庁、答申日、答申番号等により、検索することができます。

現在17763件収録

答申番号によるPDF版の閲覧は[こちらへ](#)

 情報公開法及び行政機関等個人情報保護法に係る判決について、用語、裁判所名、判決年月日等により、検索することができます。

現在523件収録

【総務省 情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース】

(<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>)

答申において、「本件対象文書」⇒試験問題と判断できたもの

⇒ 12件

(2022年5月8日現在)

「審査会の結論」

⇒「不開示決定は妥当【不開示】」とした答申：[12件](#)

ただし、1件においては、該当試験問題のうちの一部の問題について、既にウェブサイトで公開されていて常時閲覧できる状態になっていること理由に、「開示すべき【開示】」としている

「審査会の判断の理由」における5つの観点への言及

(1)試験問題公開による透明性確保の必要度：[6件](#)

(2)試験問題の再利用度：[6件](#)

(3)試験問題を活用した試験対策の許容度：[6件](#)

(4)試験問題開発の労力増加の受容度：なし

(5)試験問題の情報管理度：[6件](#)

最終的に判断に最も影響したと思われる観点

[\(2\)試験問題の再利用度：6件](#)

2.1 試験問題公開を求める理由

答申において、

「本件対象文書」⇒試験問題と判断できたもの：27件

「審査請求人の主張の要旨」における「審査請求の理由」

(1)透明性を確保するため (1)

(2)テストの出題内容の検証, 分析するため (2)

(3)受験対策をするため (3)

(4)学習教材として使用するため (4)

(5)テストの普及啓蒙や広報活動の一環となるため (5)

(6)実質的に公開されている実態があるため

(7)公平性担保のため

(8)受験者の権利であるため

(9)他の試験でも公開をしているため

(10)自己採点のため (6)

2.2 試験問題公開に関するアンケート

【目的】

情報公開制度において、対象が試験問題と判断できた事例について
答申の「審査請求人の主張の要旨」における「審査請求の理由」で言及されている
開示請求者が情報の開示を求める理由が、
試験問題を公開する理由となり得るかどうかについて、調査を行う。

【実施内容】

1. 実施方法 Webアンケート（URL）

2. 実施内容 6問

- Q1 試験実施運営への関与について(試験実施運営)
- Q2 試験問題開発への関与について(試験問題開発)
- Q3 試験問題の過去の活用経験の有無(過去の実績)
- Q4 試験問題の活用目的(過去の実績)
- Q5 試験問題の今後の活用予定の有無(今後の希望)
- Q6 試験問題の活用目的(今後の希望)

3. 実施期間 2022年8月12日～8月22日

【実施対象/回答者数】

日本テスト学会会員 / 40名

Q1 試験実施運営への関与について(試験実施運営)

あなたは、試験実施運営(申込の受付をしたり、試験を実施したり、試験結果を通知したりするなどの試験を行う業務)に、業務として直接関与していますか。(はい/いいえ)

「試験」とは、資格試験や大学入学試験など、受験者が申込をして受験し、何らかの結果通知を受けるものを想定

Q2 試験問題開発への関与について(試験問題開発)

あなたは、試験問題開発(試験問題を作成したりチェックしたりするなどの試験問題を開発する業務)に、業務として直接関与していますか。(はい/いいえ)

Q3 試験問題の過去の活用経験の有無(過去の実績)

あなたは、過去に、公開されている試験問題について、目的をもって活用したことはありますか。(はい/いいえ)

1又は2で「はい」と答えた場合は、3以降について、自身が業務として直接関与している試験以外について回答

Q4 試験問題の活用目的(過去の実績)

試験問題を活用した目的は何ですか。(複数回答)

3で「はい」と答えた場合に、回答

- (1)試験が公正に行われていたかどうかなどの透明性を確認するため
- (2)試験問題として適切か否か検証する、出題内容や傾向を分析するなど、試験の出題内容を検証、分析するため
- (3)受験対策をするため
- (4)受験対策ではなく学習教材として使用するため
- (5)試験に合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知ったり、試験を実施している機関の諸活動の内容を把握したりするため
- (6)受験した後に自己採点をするため
- (7)上記以外の目的のため

Q5 試験問題の今後の活用予定の有無(今後の希望)

あなたは、今後、試験問題を目的をもって活用したいと思いますか。(はい/いいえ)

Q6 試験問題の活用目的(今後の希望)

試験問題を活用したいとする目的は何ですか。(複数回答)

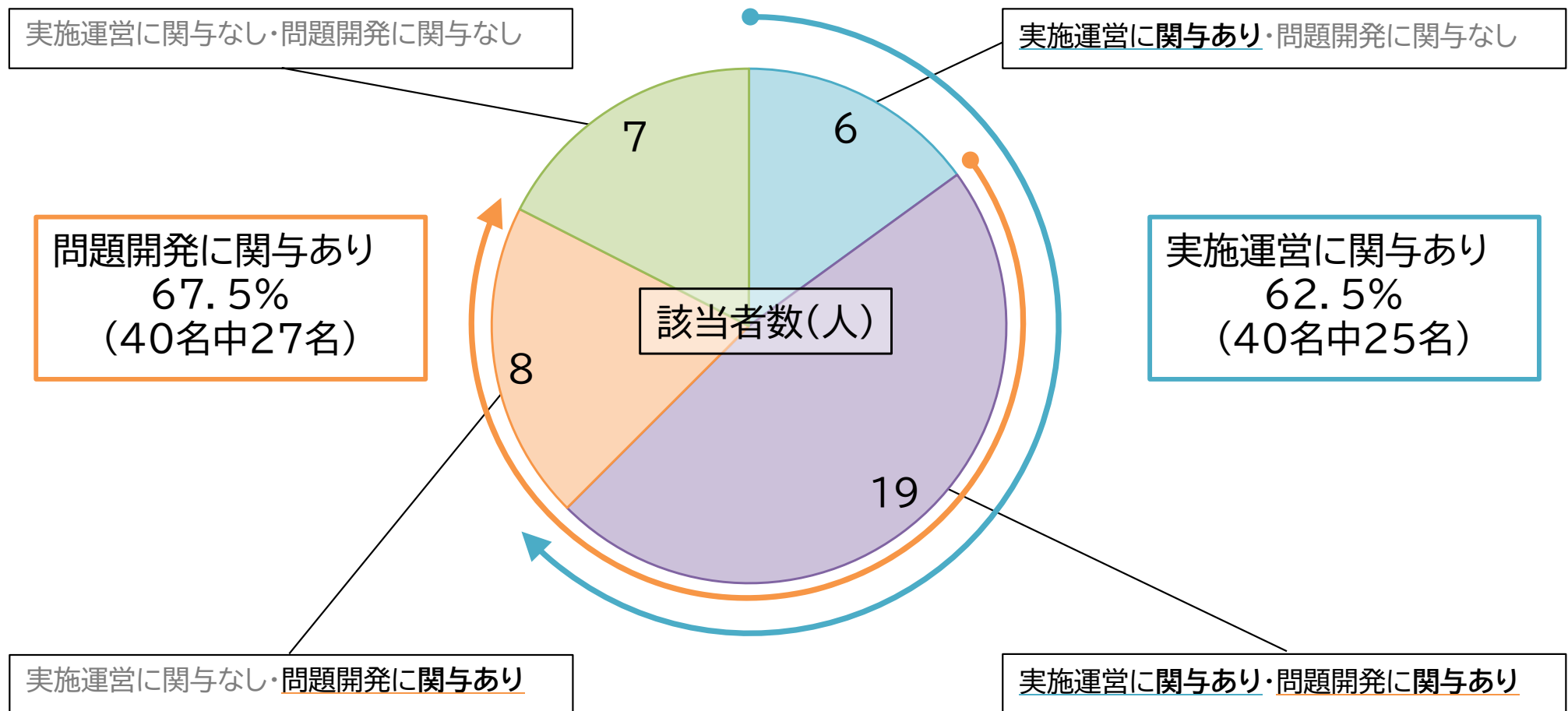
5で「はい」と答えた場合に、回答

- (1)～(7)

2.2 【実施結果】試験業務への関与

Q1 試験実施運営に、業務として直接関与していますか。

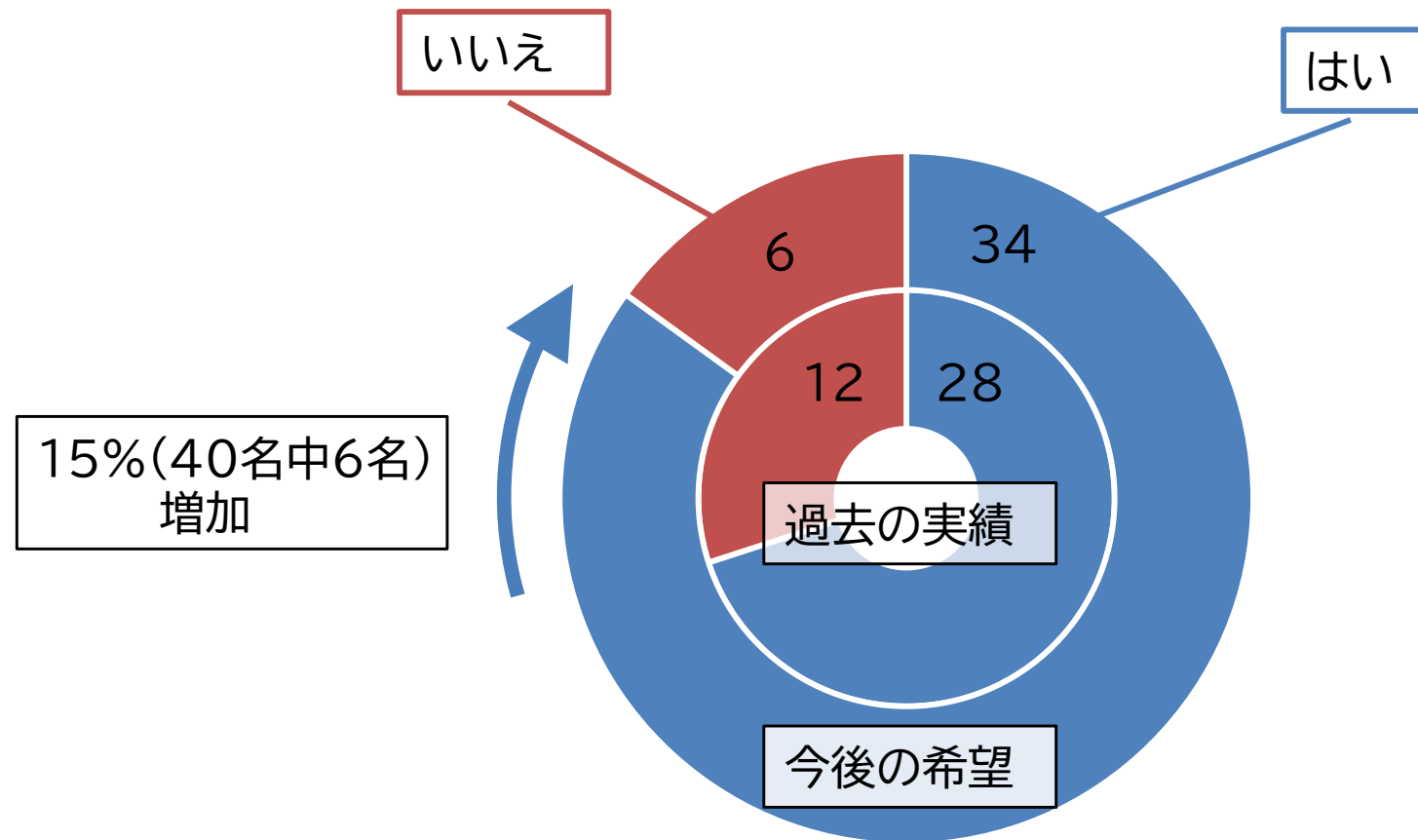
Q2 試験問題開発に、業務として直接関与していますか。



2.2 【実施結果】試験問題の活用

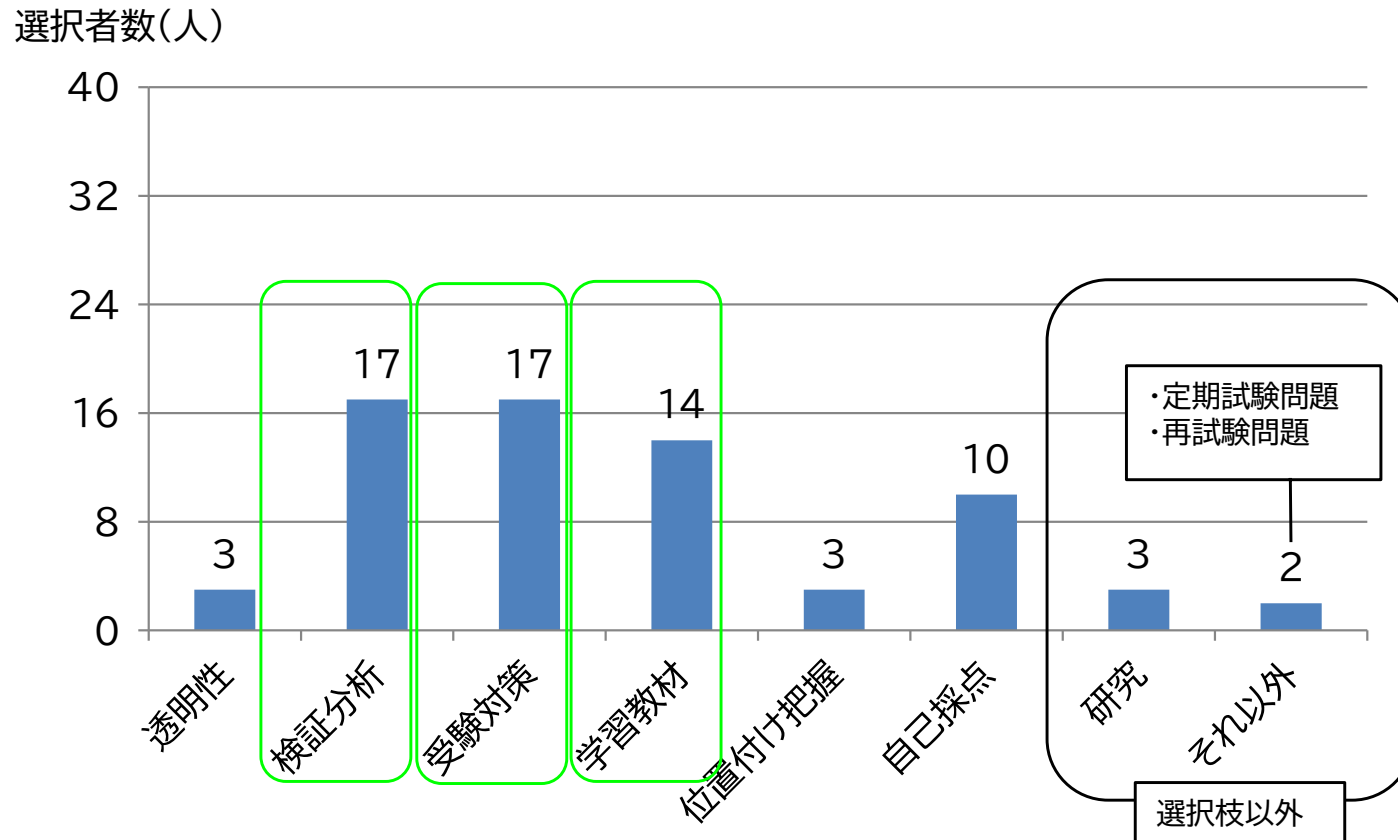
Q3 過去に、公開されている試験問題について、
目的をもって活用したことはありますか。

Q5 今後、試験問題を目的をもって活用したいと思いますか。



2.2【実施結果】活用目的(過去の実績)

Q4 試験問題を活用した目的は何ですか。

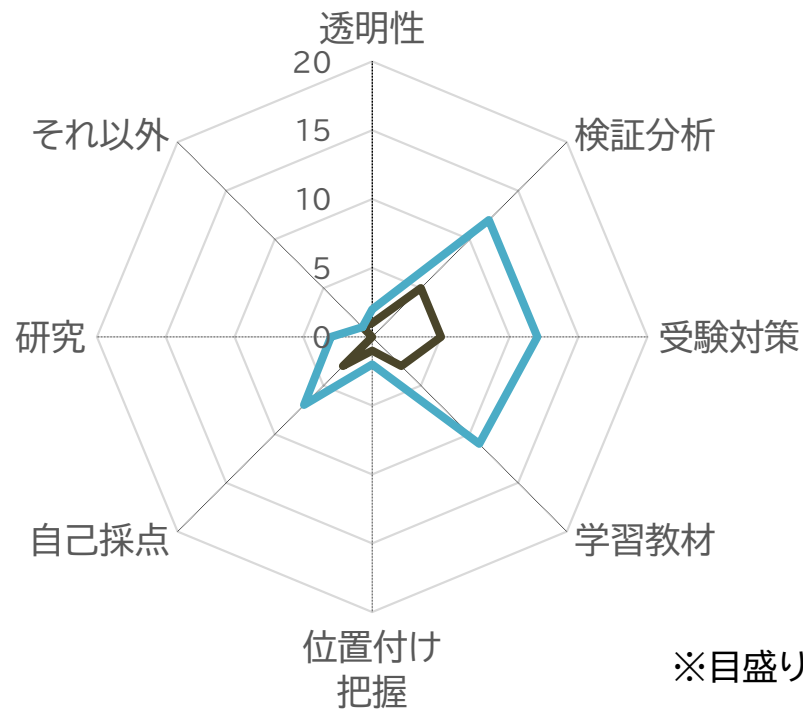


- (1) 試験が公正に行われていたかどうかなどの透明性を確認するため
- (2) 試験問題として適切か否か検証する, 出題内容や傾向を分析するなど, 試験の出題内容を検証, 分析するため
- (3) 受験対策をするため
- (4) 受験対策ではなく学習教材として使用するため
- (5) 試験に合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知ったり, 試験を実施している機関の諸活動の内容を把握したりするため
- (6) 受験した後に自己採点をするため
- (7) 上記以外の目的のため

2.2【実施結果】活用目的(過去の実績)

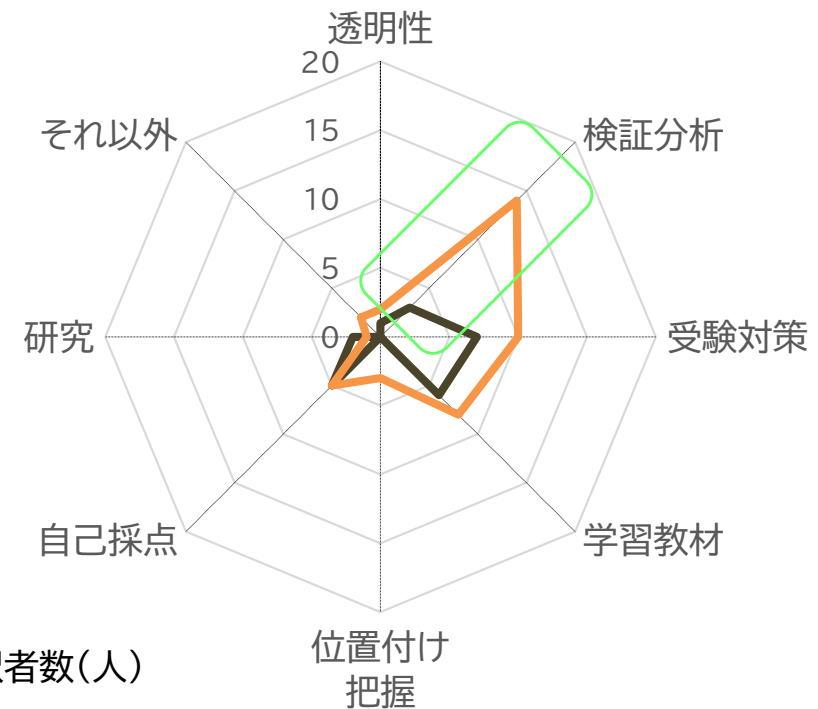
試験業務への関与の有無による差異

試験実施運営への関与



■ 関与なし(15名中)
■ 関与あり(25名中)

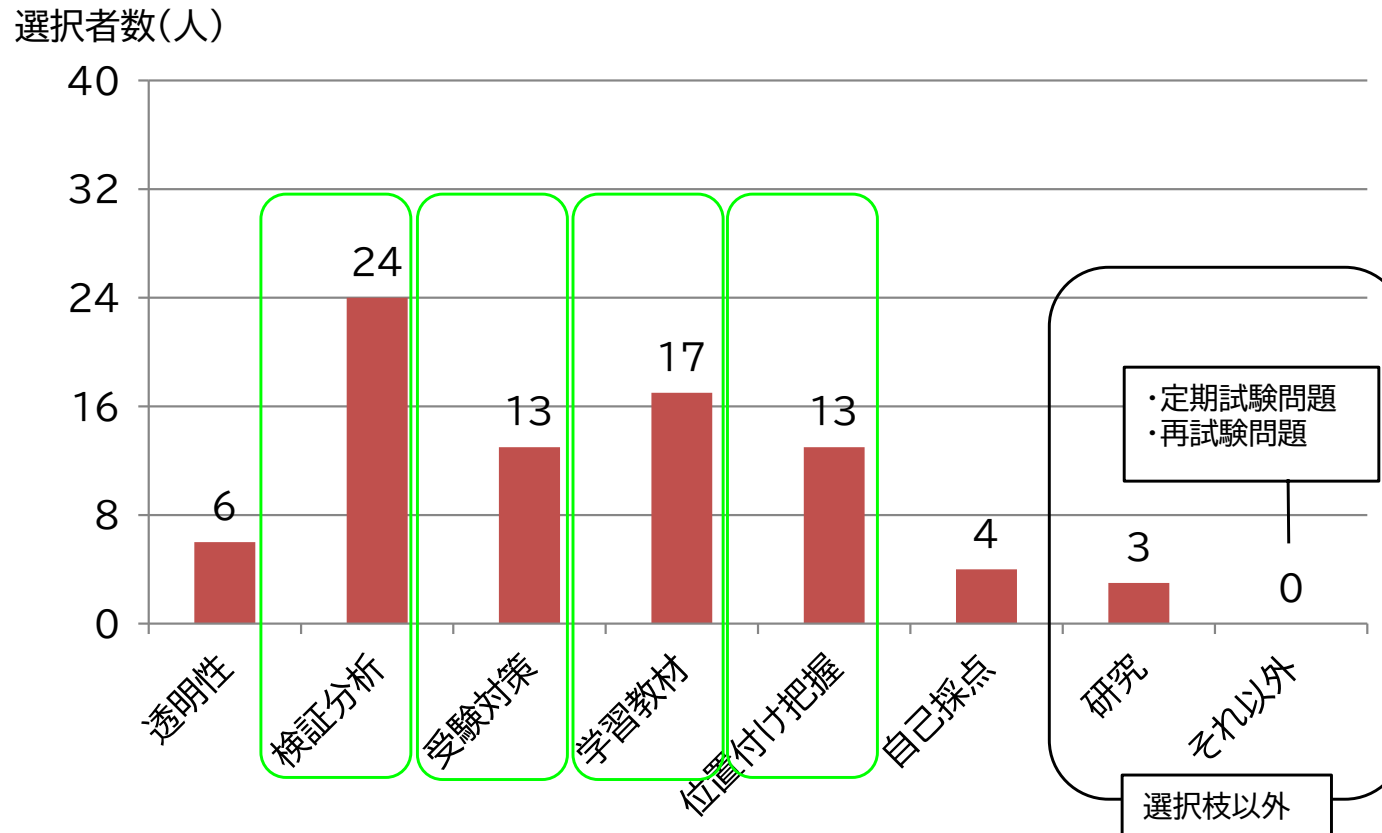
試験問題開発への関与



■ 関与なし(13名中)
■ 関与あり(27名中)

2.2【実施結果】活用目的(今後の希望)

Q6 試験問題を活用したいとする目的は何ですか。



- (1)試験が公正に行われていたかどうかなどの透明性を確認するため
- (2)試験問題として適切か否か検証する, 出題内容や傾向を分析するなど, 試験の出題内容を検証, 分析するため
- (3)受験対策をするため
- (4)受験対策ではなく学習教材として使用するため
- (5)試験に合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知ったり, 試験を実施している機関の諸活動の内容を把握したりするため
- (6)受験した後に自己採点をするため
- (7)上記以外の目的のため

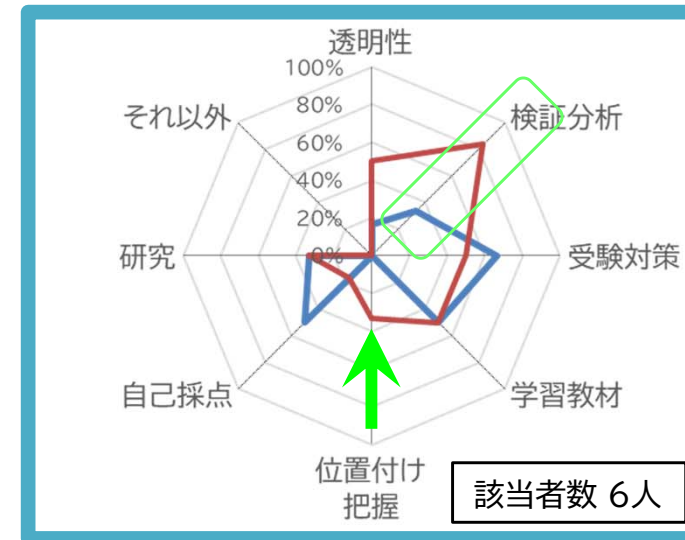
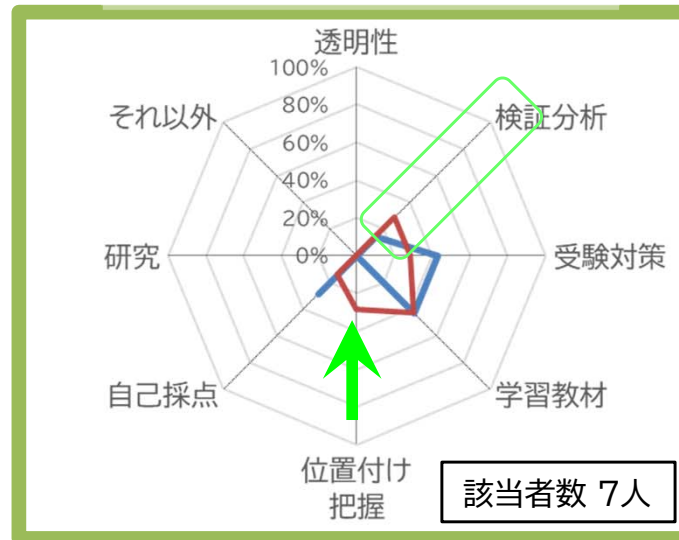
2.2 (参考)【実施結果】活用目的

試験業務への関与の有無による差異と今後の希望の傾向

実施運営への関与なし

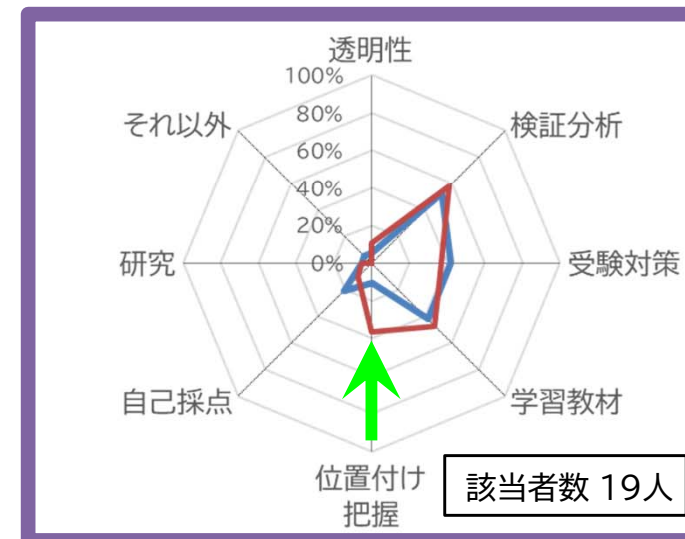
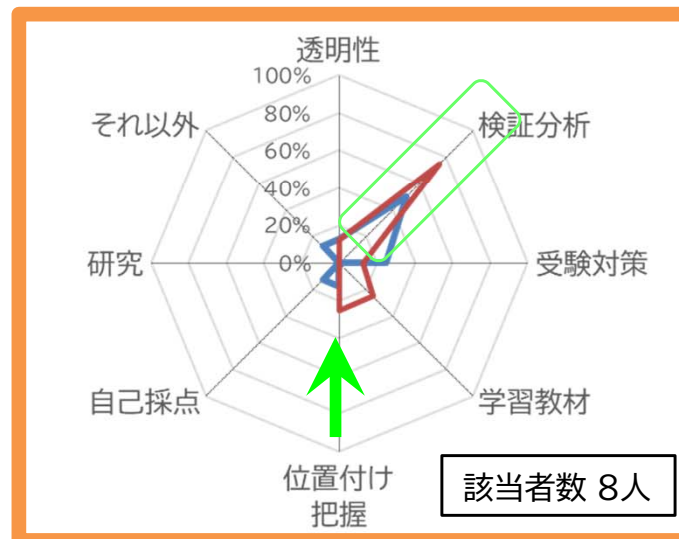
実施運営への関与あり

問題開発への
関与なし



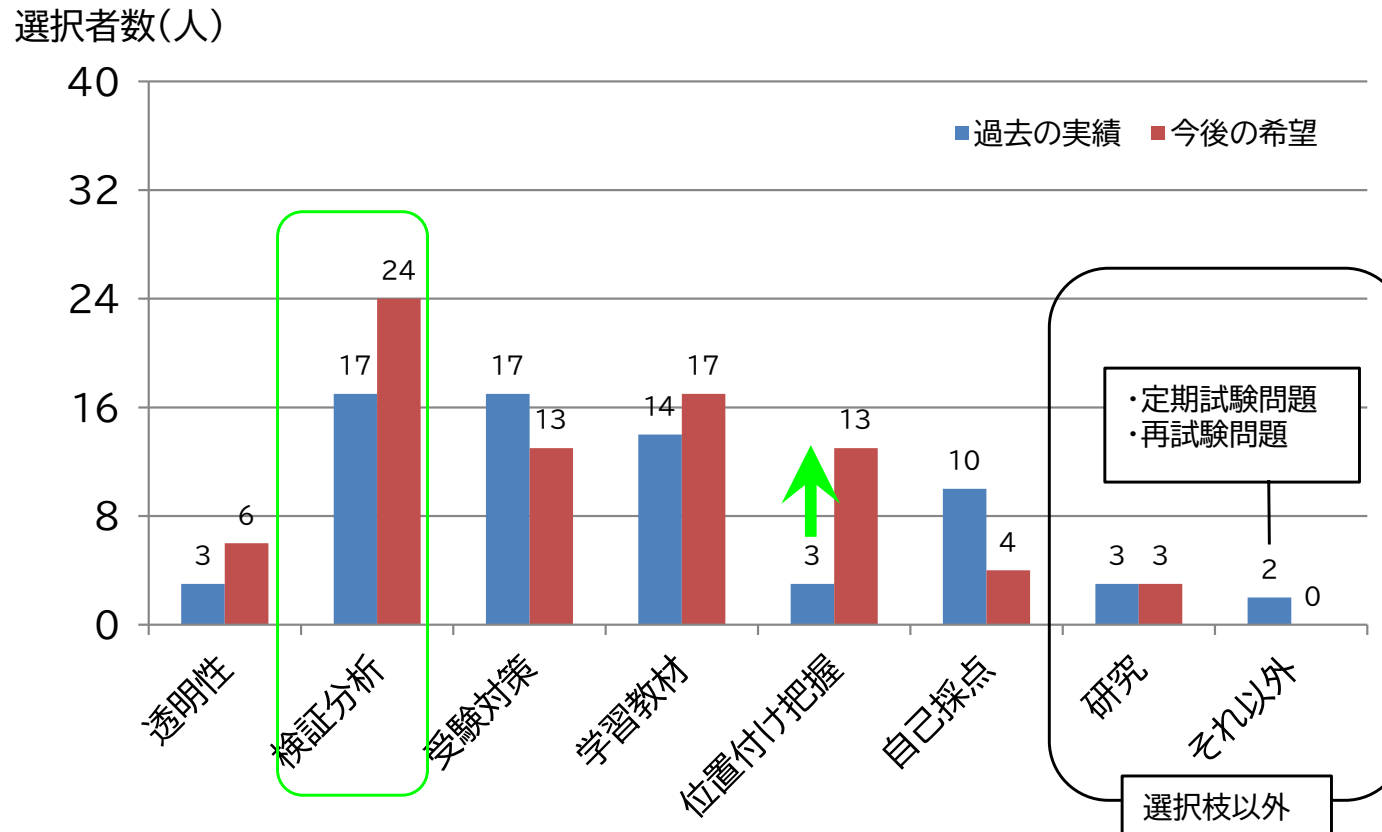
※目盛りは、該当者数に対する選択者数の割合

問題開発への
関与あり



Q4 試験問題を活用した目的は何ですか。(過去の実績)

Q6 試験問題を活用したいとする目的は何ですか。(今後の希望)



- (1) 試験が公正に行われていたかどうかなどの透明性を確認するため
- (2) 試験問題として適切か否か検証する, 出題内容や傾向を分析するなど, 試験の出題内容を検証, 分析するため
- (3) 受験対策をするため
- (4) 受験対策ではなく学習教材として使用するため
- (5) 試験に合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知ったり, 試験を実施している機関の諸活動の内容を把握したりするため
- (6) 受験した後に自己採点をするため
- (7) 上記以外の目的のため

まとめ

情報公開制度における試験問題公開を判断する観点とその後の状況

【試験問題公開の5つの観点】

(1) 試験問題公開による透明性確保の必要度

過去の試験問題の公開を透明性確保の必要条件とするか

(2) 試験問題の再利用度

試験の難易度調整や得点の比較のために、過去の試験問題を再利用するか

(3) 試験問題を活用した試験対策の許容度

過去の試験問題を活用した試験対策を許容するか

(4) 試験問題開発の労力増加の受容度

新しい試験問題を開発するための労力やコストが増加することを受容するか

(5) 試験問題の情報管理度

過去の試験問題や実施した結果の情報を管理しているか

まとめ

試験問題公開を求める理由

【審査請求の理由】

(1)透明性を確保するため

(7)公平性担保のため

(2)テストの出題内容を検証,
分析するため

(3)受験対策をするため

(4)学習教材として使用する
ため

(5)テストの普及啓蒙や広報
活動の一環となるため

(10)自己採点のため

【アンケート結果】

(1)試験が公正に行われていたかどうかなどの
透明性を確認するため

(2)試験問題として適切か否か検証する, 出題内容
や傾向を分析するなど, 試験の出題内容を検証,
分析するため

(3)受験対策をするため

(4)受験対策ではなく学習教材として使用するため

(5)試験に合格するなどした人の能力や資格の
位置づけを知ったり, 試験を実施している機関
の諸活動の内容を把握したりするため

(6)受験した後に自己採点をするため

(7)上記以外の目的(研究のため・その他)

まとめ

【試験問題の開発者や 試験の実施者】

※情報公開制度における試験問題公開の判断基準

・試験問題公開による透明性確保の 必要度

過去の試験問題の公開を透明性確保の
必要条件とするか

・試験問題の再利用度

試験の難易度調整や得点の比較のために、
過去の試験問題を再利用するか

・試験問題を活用した試験対策の許容度

過去の試験問題を活用した試験対策を
許容するか

【受験者や受験予定者、 試験の利用者や管理者など】

※アンケート結果

・試験に合格するなどした人の能力や資格の位置づけを知ったり、試験を実施している機関の諸活動の内容を把握したりするため

・試験問題として適切か否か検証する、出題内容や傾向を分析するなど、試験の出題内容を検証、分析するため

・受験対策ではなく学習教材として使用するため

・受験対策をするため

2022年9月4日
日本テスト学会第20回大会 公開シンポジウム
「テスト項目の著作権及び問題公開/非公開を巡る問題」

試験問題公開についての価値判断 —情報公開制度の事例を基に—

以上です

ありがとうございました